

マルクス・レーニン主義通信

マルクス・レーニン主義通信

月刊 1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号

振替 横浜9-3719

ブルジョア的労働運動の本質を暴露する85春闘

八五春闘は、独占資本と労働貴族との「調整」によって、賃上げ率5%前後での決着が目論まれている。相場形成には、定期昇給のみに限定した賃金決定方式の定着をねらう、ブルジョアジーの意図が前面におし出されているのだ。

賃上げゼロの策謀とレール

独占資本に主導された賃上げ抑制の策謀は、第一に「生産性基準原理に近い」(大槻日経連会長)ところで妥結すること。第二に「短期集中決戦」によって戦闘性、とりわけストライキ体制を解体して、低率決定の条件を整備すること。このために、全民労協を軸とする金属労協(IMEF・JAF)、化学エネルギー労協(ICEF・JAF)というブルジョア労働組合をリード役にたて、民間主導賃闘を演じ、同時に、政府によって、公労協の闘争主力である、国労、労働を余剰人員対策をめぐって混乱させ、官公労戦線の政治的交渉力を奪う情勢をつくることにあるといえる。

景気回復を背景に、賃上げ抑制の「手綱を緩めた」とされる資本の本音は、搾取率を上げるために賃金を抑えることである。それは抑制基調に則った労働貴族の自走にまかせ、総評民同にムチを入れて基調への従属を強いて伴走させることだ。

中村鉄鋼労連委員長は「見通しは厳しい」と自肅にまわることを明言した。こうして、民間リード役のJC、JAF、第三の産別共闘組織「公益民労」の「5%の壁」突破の「相乗効果」は、後退へと収束することがはじめから決定されているといわなければなるまい。

総評幹部は、昨春闘の「政労交渉」による公労協の敗退の責任をとるつもりもない。電電、専売の「民営化」による組織人員減に色を失い、国鉄労働者の人員合理化問題は労使交渉の日程にゆだね、人効、仲裁は国会での労協に従属するだけである。連中の、スト中止指令を持ったまでの「スト宣言」に、傘下の労働者は怒りを禁じえないであろう。

労働四団体と全民労協は、一月二九日に総決起集会を開き、減税、労働時間短縮、七%

以上の賃上げを掲げ型どおりのセレモニーを行った。しかし、三月一四日には、JCの戦術委で、金属大手の賃上げ集中回答指定日を「四月一〇日」と決定して、「短期集中決戦」が設定された。一四日には国民春闘共闘、同盟が、一五日には全民労協が「四・一〇決戦」に合わせて態勢を早々に固めたのである。

これに先だって、一二日には八五賃闘連がストを含む「闘争宣言」を行って、労資協主義をおおい隠した歩調を整えた。二二日には、「政策制度要求実現代表者集会」において、公明、民社、社会、社民連、の四党とともに「制度政策運動」へと、人効、減税、時短をねじ込む確約をかわしている。

相場はどうか。三月上旬のJC傘下の産別要求が出そろい、鉄で一万三千八百円(五・九%)、造船重機が一万三千八百円(六・二%)、電機は平均七・五%、自動車が七%を基準に要求が提出されている。しかし、鉄は八千円代(三・七一三・八%)、造船は更に三百一四百円下回るところでの妥結が予想されるほど、大勢は決しているのだ。

鉄鋼臨時大会では、「JC基準に満たない疑問もある」などの発言を圧倒して、中村委員長が「過去二年間の冷え込みをリカバリするほどの状態ではない」と述べ、鉄鋼資本の見通しと運命をともにすることを強要したという。

全電通臨時大会は、春闘方針を決定すると同時に、公労協の脱退、四月一日をもって全民労協に加盟することを決定する、転換の大會となつた。委員長の山岸が、新電電の労使協議会を高く評価して、監査役に代表を送ることなど、経営参加に意欲を示し、この点から官民統一をめざす運動となれる現実をみるまでもなく、春闘山場にしての公労協脱退は、官公労働運動解体攻撃の先陣を切ったことを明らかにし、その意図も明確にしたといえよう。

る中小の領域で、一般同盟は、二月二十四日の定期大会で早々に四月末闘争終結を決定し、中小企業格差問題を「長期的視点」へと解消している。

造船重機は、中央委員会で「他産別との格差を拡大させない」と有村委員長自ら語りつづめ、造船不況をたてに企業間業績のバラツキ決着を強調する資本を前に、JC内でも最悪の結果が予想されている。

JC、JAFに加えて、先の「公益民労」が民間主導賃闘のリード役として連携を深める。しかし、こうした当面の意図ですらJC内の三極分解という現実によって否定されざるをえないほど、ブルジョア労働運動はもうないのである。

他方、三月一四日に国民春闘共闘の総会で日程を決定した「四・一七官民統一スト」は、一週間もしないうちに、公労協の足並みが乱れ、看板倒れが必至となってきた。

國労、全林野が「四・二民間支援スト」構想を打ち出し、民間が反発、また公労協内部の慎重論によって戦術調整がつかないというものである。しかし、人員合理化、「分割・民営化」の条件交渉テーブルについている国労、動労本部は、もとよりストを構えるつもりはないのである。

四月一七日のストを背景にトップレベルの英炭鉱ストの教訓は何か
進行する「臨調・行革」攻撃
指紋押捺拒否闘争を支持し
入管体制を解体せよ
琉球弧一沖縄人民解放闘争
の前進のために
破防法有罪判決を弾劾する
チエルネンコ政権の一年余

// 6頁 // 6頁 // 6頁

// 8頁

また、パート労働者の組織化等が注目され

ます。

本号の内容

英炭鉱ストの教訓は何か

// 3頁 // 3頁 // 3頁

進行する「臨調・行革」攻撃

// 4頁 // 4頁 // 4頁

指紋押捺拒否闘争を支持し

入管体制を解体せよ

// 5頁 // 5頁 // 5頁

琉球弧一沖縄人民解放闘争

の前進のために

破防法有罪判決を弾劾する

チエルネンコ政権の一年余

// 9頁 // 9頁 // 9頁

1985年4月10日

マルクス・レーニン主義通信

政労交渉を行つて人効、仲裁完全実施の確約を迫る、という予定を組んだ組合主義者は、「国会答弁通り人効積み残し分を三年間で段階的に解消する方針は変えられない」などと交渉に応じない政府に「しゅうされた。舞台は、日切れ法案審議との条件交換の場へ移されることが明白となってしまった。

「実力行使の態勢」も、「連敗に歯止め」という合言葉も、一切が賃上げ抑制を協調する、ブルジョア組合主義者と追従者が、全労働者をあざむくために用意したスローガンである。

管理春闘のめざす賃上げ5%で、労働者の生活向上はないのだ。

賃上げ5%で増える標準労働者の収入が、一万六千四百五十五円。所得による税のアップによって四千二百二十円が消える。社会保険料などの増加分が二千三百四十円、消費者物価のアップを2・8%として、一ヶ月の支出増が九千七百円。差し引き実質的残額は二百七十五円でしかないのだ。

労働者の貧困化を隠す 「太陽と緑の週」の幻想

ブルジョア労働組合主義者は今後の春闘においても、物価、税、社会保険料を合せた額から賃上げ基準を作ろうというのである。全民労協は、生計費指數研究会で四月答申をメドに、「賃金デフレータ」と銘打った、名目賃金を実質可処分所得に読み直すパロメーターとなるものを提出するという。

これまでの「物価上昇プラスアルファ」方式から「実質可処分所得の向上」を前面に出した要求方式へ転換するための賃金理論だそうである。

今春闘での先の試算が示す通り、彼らは労働者の生活水準を固定化し、物価、税、社会保険料さえ保証されればよい。春闘を、賃上げをそのようなものへと変えることに必死なのだ。

彼らの「減税」要求は、「賃金」として支払われる増税見込み分ができるだけ下げよ、という要求にあり、さかのぼって資本の支出を減らさせる、このようにしか働かないのだ。一方、「内需喚起に足る賃上げの獲得」などというのがペテンであることは、労働貴族みづからが今春闘で体現してくれているではないか。

次に掲げてきているのが「太陽と緑の週」の幻想である。

労働四団体と全民労協は五月大型連休について法制化を要求している。山口労相は衆院予算委員会で「行政指導でやりたい」と法制化の意思がないことを明らかにし、まずは実現しない要求となつた。

賃金決定にレールを敷き、組合離れの受け皿に打ち出したのが連休法制化である。だが

真のねらいは、「時短が貿易摩擦の解消」とまで言われるように、不満の鬱積する労働者を国家間争闘の尖兵にまで駆り立てようという意図に則つたものだということだ。

春闘において企業間業績に見合う決着は、とりわけ中小企業労働者、派遣労働者にたいする分離放置をも明らかにしたものといわねばならない。

中小企業の労働条件は、大手との格差が拡大し、企業と一体となつた本工組合への不満も蓄積されている。

二月に発表された全民労協による調査によつても、大企業との所定内賃金格差は約四万七千円で賃金比率八〇%となつてゐる。また、年間総労働時間でも従業員数百人一二百九十九人が二千百六十四時間、三十人一九十九人が二千百九十一時間、二十九人以下が二千二百二十八時間と、規模が小さくなる分だけ長労働時間の厳しい労働条件におかれている。

もとより全民労協をはじめとするブルジョア労働運動は、資本の経営の安定をもとめ、それはひとえに労働者に対する資本の搾取を保証するために、労働者の不満や反抗をつむぐとして重層的な搾取構造を支えるために必要な中小企業労働者とかかわるであろう。

政府が進めようとしている労働者派遣事業

法案の成立と闘うことには労働貴族が消極的で

あるのも、団体交渉権、ストライキ権も擁し

ない労働者の無権利状態こそ、彼らの運動の

究極的目的であるからに他ならない。

ブルジョア的労働運動 と経済闘争

「ブルジョアジーは、プロレタリアートを労働組合運動だけに押しこめ、それによつて労働者の意識のなかで、政治闘争の思想を『純労働』運動の思想でおおいやすくすることを望んでいる」(レーニン『二つの戦術』)

労働運動を主として労働組合運動に引き下げ、国家権力の構造から労働者の目をそらせ、資本家との融合を唱えるブルジョア組合主義者も、純経済的な運動の階級的衝突を階級闘争ととらえる経済主義者も、労働組合の目標を「狭いな」ものに落とし、賃金奴隸制の廃絶から労働運動をそらすという点では同列である。

「ブルジョアジーとブルジョアジーに奉仕する政府との熱心な支持者たちが、労働者の者を『政治』から、社会主義からそらせよう」とさえ試みたことは、一度や二度ではない(同『われわれの綱領』)のである。

全民労協副議長中村は、「資本家のための春闘」を次のように語つてみせた。

「産業の競争力が維持できるような賃金決定が行われ、それにつれて他の国内産業の賃金が固まっていく決定の仕方は非常に合理的」(三月一日付『日経』)。さらに「ストが増えたからといって、労働運動が前進したと云ふべきではな」(同)いとまで宣う。そして、「連休法制化」の要求がどうでもよいことを、「どの程度の人たちが賃下げなしに、休日が増えるか、ちょっと自信がない」と語るのである。

「ストライキは、資本家にたいして労働者の目を開かせるだけでなく、政府にたいしても、法律にたいしても、同様に労働者の目を開かせ……工場主の全階級と警察的政府とにたいする全労働者階級の闘争について考えることを、労働者に教える」(レーニン『ストライキについて』)のであり、この点こそ、政府、資本家が恐怖するのである。

労働者階級はストライキを、社会主義をめざす革命的闘争へ立たせる政治的煽動のために利用しなければならないのであり、中村が述べるような主張は、一切が労働者の敵を代表するものであることを暴露しつくさねばならないのだ。

中村の担うJCが資本家の宣伝・煽動者ならば、山岸全電通の「公益民労」も第二、第三の資本家の熱心な支持者である。

山岸は電電の「民営化」について次のように意義をかかげる。

「われわれは労働者参加の路線として労使協議会の設置、監査役の選出、社員持株制の実施などを主張してきた。このなかで労使協議会というのは、これまで『聖域』とされ、団交でも触れることができなかつた経営戦略も協議させる」。これは経済、経営分析能力が優れていることが民間労組の長所、とまでいふ。彼らが、官公労働運動の経済闘争を著しく低下させる目的を率直に語つたものである。

JC等のブルジョア労働組合が、民間主導賃闘の管理春闘方針を貫く中で、総評執行部はどの点においても追従するしかなずすべをもつていらない。

眞柄事務局長は、全通の中央委において、官公労働統一論議を進める必要性を強調した。更に、資本、政府、同盟、革マル派、日共、協会派の「統一戦線」によってかけられたる国鉄労働運動の解体攻撃にあたっては、国鉄再建監理委の七月答申を座して待ち望みながら、「迎合案」として、「経営形態の民間化」を労働者に説得してまわるという醜態である。

総評「労働運動」内においては、わずかに中小労働者がストライキ戦術を執行せんと孤立を守つてゐる。そして、各単産内の個々の支部、分会においては、未組織労働者の労働組合への組織化が進展している。

マルクス・レーニン主義通信

だが、労働組合の目標を狭隘化せず、労働運動を組合運動だけにおしこめることを拒否する方向を追求することが、階級闘争への発展のカギとなつていることを、これらの経済闘争や、その萌芽の扱い手は明確にすべきではないか。

他方、日共の「大幅賃上げ要求」がなんと矛盾にみたものであるかは労働者自身が知っていることではあるが、「国民購買力をたかめる」—同盟・JOCの内需論と共に通して！「財政構造の転換」—ア

英炭鉱ストの教訓は何か

一年にわたってストライキを貫徹していたイギリス炭鉱労組は、三月三日、職場復帰を決定した。ブルジョアジーは、「労組の敗北」「成果なし」とか、はては「英経済の後退の原因」とかのキャンペーンを行っている。しかしながら、英炭鉱労働者の断固たるストライキ闘争は、まさにイギリスの、否、世界のプロレタリアートの闘いの偉大な金字塔に他ならない。

まず第一に確認しなければならないのは、このストライキ闘争が、日本共産党などが言うように「サッチャーの政策との対決」にとどまるものではなく、先進国に共通している国家独占資本主義の破産とその下での労働者階級への犠牲の転嫁ということを背景としているということである。

「高度経済成長」をもたらし、「繁栄」を保証するかに見えた国家独占資本主義が、資本主義固有の矛盾を拡大しながらひきのばし、その極限において爆発せざるをえず、階級的深淵をあからさまに露呈した。その中でのプロレタリアートの闘いは、国家独占資本主義の「再建」では決してありえず、ブルジョア国家にどんな幻想ももたず、断固たる革命闘争を遂行すること、このことが要求されているのである。

そして、英炭鉱労働者の闘いは、このことの必要性を、実地において知らしめたのであった。

第二に確認しなければならないストライキ闘争の意義は、大衆の共感を得るために、大衆におもねるのではなく、断固たる階級的・戦闘的闘いを貫徹することであるということを、改めて示したことである。

英炭鉱労働者は、ストライキ闘争の中で団結を強め、又、他の労働者や他国労働者との連帯をかちとりつづつあった。このストライキは、日本の組合主義者が考えていたような、『取引きのためのストライキ』とは質を異にしていた。この中に、プロレタリアートの闘いの極めて重要な要素が含

ルジヨア政府に入閣するために！「自主的経済外交への転換」—民族主義を押し出し国家主義を強めるために！「経済危機を開拓する」—自らと資本の安定と延命のために！

「資本からの独立」や「政党からの独立」で「国民春闘の再生」—右翼労戦再編反対—革新統一—核戦争阻止、核兵器全面禁止などという、別の要求を掲げ労働者を階級闘争からそろそろことに熱心な共産党をあらゆる場で暴露し、労働者を共産主義へと組織する闘いを前進させねばならない。

新統一—核戦争阻止、核兵器全面禁止などによってかちとられた団結は、政治闘争に用いられることによつて革命的威力を發揮することができるのだ。

以上のことを考えれば、英炭鉱労働者のストライキは、イギリスのブルジョアジーとプロレタリアートとの階級的な対決へと発展する可能性を秘めていた。そうであるが故に、英帝ブルジョアジーの代表たるサッチャーは、「ストはマルクス主義者が煽動した非民主的、暴力主義的なものでおどしによって続いている」と口をきわめて非難し、炭鉱労働者の分断と圧殺にやっかなったのである。

従つて第三に確認しなければならないストライキ闘争の教訓は、このよろなストライキをより広く強いものにするために、「労働者の全国的な職業的組合の指導をひきうけることのできる单一の全国的な革命家の組織」（『何をなすべきか』）が必要であり、ストライキでかちとった団結を帝国主義ブルジョア政府打倒の政治闘争に用い、ストライキは「戦争の学校」であるが戦争そのものではなく従つて戦争そのものを準備し指導し、資本主義の廃絶へと向かわせる革命党が必要であるということに他ならず、これこそ最も重要な教訓に他ならない。

我々は、社会主義的労働運動を指導する、労働運動を社会主義や、革命的政治闘争から切り離さないではなく、逆にできるだけ緊密に、切つても切れないようにならをひとつにむすびつけるように配慮すること」（レーニン同前）

我々は、社会主義的労働運動を指導する、労働者階級の最高の団結形態である独自の政党をつくりだすこととに全力を注がねばならない。「権利闘争」に止まらず、労働運動を政治闘争として発展させ、このために共産主義政党と結びつきをつくることこそが、労働者階級の闘いの未来を先導しようるのである。

八四頁からつづく

りあげてきている」と、労資協調主義をまるだしにし、帝国主義的労働運動—「産報化」の尖兵になりさがつてゐる。また国労は「分割・民営化」に反対すると表明しているものの、「六〇・三」合理化攻撃に対し反撃らしい反撃はせず、「新規採用の縮小により六二年度二十八万人体制を受け入れる」などと屈服している。

これらに対しても「階級的」に対処しているのが、日共や鉄産労である。日共は、「階級的前進」などと言ひながら、「国民の國鉄を守り抜くたたかい」というように、小ブル性を露わにし、労働運動を国民運動に変質させようとしている。また鉄産労は、労働運動を組合運動に切り縮め、地域の運動等にすりかえている。

共産主義革命を目指さない労働運動は、必ずや腐敗し、自己保身に陥り資本に売収されるか、敗北感に打ちひしがれるかし、変節漢を生み出さざるをえない。労働運動と社会主義の結合こそが問われているのである。自覚した労働者は、自らを革命党に組織せよ！

日本の労働者階級は、このことを自覚し、英炭鉱労働者のストライキ闘争の教訓から学び、階級的闘いを構築せよ！

「労働運動を社会主義派や革命的政治闘争から切り離さない潮流」、政治的任務を引きのばし、「政治闘争」の概念を「権利闘争」の概念に代えるのは「私の確信によれば、きわめて反動的な潮流である」（レーニン「ア・ヤクーボヴァー」への手紙）

マルクス・レーニン主義通信

ブルジョアジーによる「臨調・行革」攻撃がさらに強まる中で、四月一日には、電電公社が民営化され「日本電信電話会社」となり、また、全電通は全民労協へ加盟することになり、「翼賛」組合へと解体し、「産報化」が進行している。ブルジョアジーの攻撃と「産報化」の進行はこれにとどまらず、国鉄と郵政へと続いている。

郵政労働者への合理化攻撃

現在、郵政労働者の職場は、大きく様変わりしつつある。郵政労働者に対する労働強化はすでに進行しているが、郵政省は「宅配便による事業危機」を口実にし、さらに労働強化を促進するため、「全国定員調整」と「深夜勤導入」攻撃をしかけている。それでは、郵政省に危機感をもたせる「宅配便」とは一体どのようなものなのであらうか。

宅配便が生まれてきた背景には、ME化と全国道路網の整備がある。宅配便の特徴は、「ドア・ツウ・ドア」と「翌日配達」である。そしてこの「翌日配達」のためには、集荷・配達情報の登録・管理を迅速に行う必要があり、また、発送人や受け取り人からの「荷物はもう届いたか」「荷物はいつ発送されたか」という問い合わせにも短時間に回答する体制が必要である。それは、いわゆる「新産業革命」が進行する中で、コンピューターや通信技術が発達し、それを利用することによって可能となつた。又、「翌日配達」のためには、交通手段の発達が不可欠であるが、七〇年代から八〇年代にかけて全国の主要幹線道路が整備され、津々浦々のたいていの道路が舗装されることにより実現されていったのである。

そして、これらのことにより逸早く注目し利用したのが民間の宅配便なのである。だがしかし、民間宅配便が独占企業の郵政に打ち勝つための「翌日配達」は、より徹底した労働者の搾取がなければ成り立たなかつた。例えばある宅配便労働者は、集荷、営業、業務処理という一人三役をこなさなければならず、朝六時に起きて仕事をし午後九時に終る毎日が続く状態であり、一ヶ月近くも休みが取れない労働者もいるという。又、集配のタミナルで、ほぼ二四時間フル操業といったところもあるのだ。更に、宅配便業界はほとんど「基本給プラス歩合制」となつており、資本は労働者みずから自分を酷使するように仕向けている。このような労働者の犠牲の上で、民間の宅配便はまさに「急成長」してきたのである。

それでは、宅配便の急成長は何をもたらしたのか。それは、宅配便の間での競争の激化をもたらしたのと同時に、国家資本＝郵便事業との競争の激化をもたらし、ノサバイバル戦争」といった状況を生みだした。郵政省はこれに打ち勝つため、郵政労働者に企業防衛意識を煽り、それを口実に深夜勤導入を含

めた大合理化攻撃をしかけてきたのである（又、この攻撃が「臨調・行革」攻撃の一環であることは言うまでもないであろう）。

さて、このような攻撃に対し、全通はどのような姿勢を示したのか。全通本部は昨年の二月、合理化攻撃に屈服し翌日配達制度を受け入れ実施し、その結果、職場には夜間労働強化がもたらされた。これに対して、昨年七月の全国大会で各地本から批判が続出し執行部が辞任する事態を生み、全通本部は「夜間勤務に関する問題点など当局との交渉に全力をあげる」と表明せざるを得なかつた。だがしかし、今年三月上旬に開かれた第八回国鉄通中央委員会では、全国定員調整と深夜勤導入を受け入れることが事実上明らかとなつたのである。これは単に全通本部が資本の攻撃に屈服したということではなく、資本の利潤

のほかにあすかるために企業防衛の立場に立ち、労資一体となって労働強化、合理化を強いていることを表わしていると言えるのだ。

また、労働者を裏切り、資本に売却された組合主義者の行きつく先は排外主義であり、と国家資本であろうと、労働者の搾取を前提とし、また、資本主義的競争から無縁ではあります、それ故、その競争は労働者の犠牲の上に成り立ち、前述した宅配便労働者の状態は、近い将来の郵政労働者の姿なのである。

全通本部の言う企業防衛は、資本の搾取に甘んじるということ以外を意味せず、郵政労働者は、このような労資一体となつた攻撃を断固粉碎しなければならない。資本の鎖を碎かないかぎり労働者の未来はないのであり、そのための闘いは、労資協調主義者との闘争抜きにはまさに空語なのである。

国鉄労働者首切り攻撃の激化

国鉄は昨年に続き、「六〇・三ダイヤ改定」を強行した。そして国鉄当局はこれに伴い、全国で二万五千人の国鉄労働者の首切りを討論んでいる。また「五九・二」合理化により生み出された二万四五〇〇人の「余剰人員」の実質的な首切り攻撃が開始され（三月に、「いすゞ」へ約百人派遣することを決定）、出向・派遣、一時帰休、若年退職の「首切り三項目」攻撃が続行されている。

さて、今回の「六〇・三ダイヤ改定」が、国鉄の「分割・民営化」への突破口としてのものであることは説明するまでもないことであるし、「分割・民営化」攻撃が、「臨調・行革」攻撃の一環であり、国鉄労働運動の解体攻撃であることも説明する必要がないほど明らかなことであろう。

それでは、「分割・民営化」は何を意味し、何をもたらすのであらうか。それは、『通信』前々号で明らかにしたように、独占資本が利潤の追求のために国鉄を利用した結果生み出された二〇兆円もの巨額な負債を、労働者に責任を転嫁することで解消しようというものである。また国鉄は、「地方交通線七〇線の子会社化」「国鉄バスを分離」というように、不採算部門の切り捨てを行う中で、逆に、第二電電づくりにかみソフ会社づくりにも手を出す等、独占資本のための新たな投資市場の再編へと向かっている。つまり、スクラップ・アンド・ビルトなのである。

マルクス・レーニン主義通信

(5) 1985年4月10日

指紋押捺拒否闘争を支持し 入管体制を解体せよ

日帝の在日朝鮮人「同化」・追放政策

日帝の侵略戦争の結果生み出された在日朝鮮人に對し、日帝は一貫して「同化」か追放の政策をとつてきている。

五二年四月、サンフランシスコ講和条約が発効されるまでは、在日朝鮮人は日本国籍を有するものとして外国人としての法的地位を認められなかつた。それにもかかわらず他方では、「外国人登録令」に強制登録されいた。日帝は都合のいいように在日朝鮮人を「外国人」「日本人」として取り扱い、無権利状態におしこめ、民族的抹殺を狙つていたのだ。

同時に制定された「法律一二六号」(出入国管理令から除外された在日朝鮮人中国人の在留を示したもの)は、在日朝鮮人の歴史的地位を無視できないことを明らかにしたが、日帝の狙いはこの歴史性を抹殺し、「公正な管理」を目的に指紋押捺を義務づけた「外国人登録法」によって在日朝鮮人を抑圧することにあつた。

六五年日「韓」条約締結は、日帝の、南北分断固定化・北朝鮮敵視、「韓」国朴「パク」独裁政権へのテコ入れ、経済進出を通した朝鮮再侵略の開始を意味した。そして在日朝鮮人に対しても、差別分断をもちこみ、「同化」・追放政策を強化することを意味していた。

日「韓」条約の締結にともない「在日朝鮮人の法的地位協定」が発効され、「協定永住権」を取得すれば日本に永久に住めるだけでなく、特権が得られるという宣伝の下に「韓国籍」が強要された(実際には「協定永住権」取得者でも「退去強制令」が適用されている)。その後、六九年、日帝は治安立法としての「出入国管理法」を制定しようと四度にわたり国会上程したが、それは、在日朝鮮人の激烈な反対闘争の前に廃案となっている。

しかしその日帝の意図は、七六年『入管白書』と坂中論文に端的に示され、生きづけている。坂中論文は「日本政府としてできることは在日朝鮮人が日本国民となるのはその実体と将来の動向に適合するものであるとの基本認識のもとに、すんで日本国籍を選択したいといふ気持ちが在日朝鮮人の間に自然と盛りあがつてくるような社会環境づくりに努めるべきであると、「同化」・帰化を前提としている。この内容は後に述べる「新入管法」の特例永住権の導入として具体化されている。

次に「外国人に政治的権利に直接関係する集会、結社の自由などの政治活動が認められない合理的な理由は乏しい」と明確に政治活動の規制がうちだされている(明確に政治活動の規制がうちだされている)。八一年に発行された『入管白書』も坂中論文の意図に貫かれている。白書の方向は、在朝鮮人の問題を外国人一般の中に解消させ、反韓団体を取り締まりを「韓」国政府に約束した)。

八一年に発行された『入管白書』も坂中論文の意図に貫かれている。白書の方向は、在朝鮮人の問題を外国人一般の中に解消させ、い。

「出入国管理令の一部を改正する法律案」「市民的権利」を付与するというボーグをみせながら、実は「同化」・帰化を巧妙に進めいく日帝の意図を反映したものに他ならない。

入管体制の改編と指紋押捺拒否の闘い

入管令の改訂は「出入国管理及び難民認定法」であり、難民に対する永住権の付与との不均衡を法的に「解決」するために出されている。

改訂の内容は①特例永住権の新設②一般永住権の要件の一部緩和③再入国許可制度の改善④退去強制事由の一部削除と追加⑤迫害の不均衡を法的に「解決」するために出されている。

①の特例永住の申請対象者は法律一二六号とその子・孫に自動的に永住権が認められるという在留権の安定を示しながら、実は法律一二六号の抹殺、「同化」政策であり、在日朝鮮人の新たな分断をひきおこすことになるだろう。

②は今まで一般永住を許可される要件としてあった①素行善良の独立生計を當むに足りる資産②日本国の利益に反しない、を充たさなくとも永住が許可されるというもの。④では退去強制事由から「らい患者、精神障害者、生活保護者」が削除され、覚醒剤犯罪で有罪者が追加された。

特例永住の対象者として、「一二六号該当者の孫で申請期間の後に生まれたもの」は排除されている。さらに特例永住の許可をうけた者でも必要な場合は退去強制の適用をうけることを忘れてはならない。

同年一〇月から施行された「外登法一部改正案」は、①從来三年ごとの登録更新(切り替え)を五年に②写真提出、外登証携帯、指紋押捺、本人出頭などの義務年齢を一六歳に引き上げる(それまでは一四歳)③登録法違反に対する罰金の上限を二〇万円に引き上げる(それまでは三万円)等の内容で、これは行政改革課題とする政府の事務簡素化、経費削減、合理化を目的としたもので、外登法の在

「時間による消滅」を掲げていることにある。

さらに「入管関係の訴訟は原告勝訴となる例が少ない」と入管体制への屈服を在日朝鮮人に強要し、一方で「日本に来る外国人はみんないい人か」等々日本人の差別排外主義を煽りたてている。

このような経過をへて八二年に施行された「出入国管理法の一部改正」は、在日朝鮮人に朝鮮総連はすでに破防法の適用容疑団体に指定されている。「椎名メモ」で日本政府は「反韓団体」取り締まりを「韓」国政府に約束した)。

「出入国管理令の一部を改正する法律案」「市民的権利」を付与するというボーグをみせながら、実は「同化」・帰化を巧妙に進めいく日帝の意図を反映したものに他ならない。

現在、多くの在日朝鮮人が指紋押捺・常時携帯義務の不当性、警察による登録書の治安管理のための利用を批判し、外登法・入管法の改正・撤廃を求めている。

七月における三十七万人の登録一斉切り替えを前に指紋押捺拒否者は百人を超えて、予定者も千名にのぼると言われている。このようないくつかの在留権の安定を示しながら、実は法律一二六号の抹殺、「同化」政策であり、在日朝鮮人は本年二月、外登法の「緩和策」を発表した。その内容は①指紋押捺を登録時の一回に②永住権を持つ在日「韓」国人は日本人並みの扱いに③外国人登録証の代わりに運転免許証をとらうものであるが、指紋のコンピューター管理が現実となつていることを考えるとこれには、法務省の在日朝鮮人に對する新たな合理的管理を強化することを示したものであり、更に在日朝鮮人の鬭いを弾圧してその中に分断をもたらす策動にでたものに他ならない。

更にこれは、全斗煥「チヨン・ドファン」一中曾根会談の「在日韓国人の待遇」のとりきめによって出されたものであり、高まる南朝鮮の民主化闘争と在日朝鮮人民の運動を引き裂くことを目的としたものである。

現在、登録を実際に担う自治体労働者の、指紋押捺拒否者に連帯し、告発させない鬭い、外登法の改正を求める運動が生まれてきている。自治体労働者はこれを一層拡大しなければならない。日本の労働者は、ますます高まる在日朝鮮人民の日本国内での支配・抑圧・差別に対する鬭いに連帯し、入管法・外登法撤廃、入管体制解体の鬭いにたちあがろう!

琉球弧——沖縄人民解放闘争の前進のための任務——

(1)

二月一日から開始された米「韓」合同演習「チームスピリット85」とこれに対応する沖縄本島における米軍演習の飛躍的強化、米軍基地機能の拡大、さらに日米共同訓練の連続的な実施は、今日の沖縄—琉球弧の置かれている位置を、最も鮮明な形で示している。それは何よりもまず第一に、アジア、そして中東諸国のプロレタリア人民の決起に対する侵略反革命戦争の最前線基地としての位置である。

一九七五年のベトナム革命戦争の勝利以後の「極東戦略」として開始されたチームスピリットは、七九年のソウルの春、そして八〇年の光州蜂起に対応して演習 자체の質量的強化をはかつてきたその歴史が示すように、短期間のうちに大量の兵力集中をもつてする内乱鎮圧にこそ、その「作戦目的」を有しているのである。そうであればこそ「長期化する場合には戦術核を使用」（八三年、米陸軍参謀総長マイヤーのレーベン政権の基本戦略概念についての発言）するという、帝国主義軍隊ならではの戦争目的も必然的なものとなるのである。すなわち彼らは、兵力の使用による当該地域の制圧ではなく、革命的人民、革命的勢力の絶滅をこそ、その戦争目的としていることを広言してはばかりないのである。

沖縄を要石とし、アラスカ、米本土、ハイイ、グアム、フィリピン、「韓」国を直接に結合し、「不沈空母」日本の三沢、横田、横須賀、岩国、下関の各基地・施設を総力動員するチームスピリットの規模の巨大さはしかし、どれほど深く、どれほど強く、帝国主義ブルジョアジーがアジア・中東諸国人民の決起を恐れているのかを逆に証明しているのである。

このすさまじい規模での浪费、もはや愚かしいとしか表現しようのない無駄な努力をもつてしか、彼ら帝国主義ブルジョアジーは自らの「平和」を得ることができないのである。第二に明らかにされねばならないのは、日本安保の要としての沖縄の位置である。新たな「共栄圏」の盟主として登場しつつある日本帝国主義は、その最大の「経済的領土」であるアジアにおける権益の防衛、強収奪下にあるアジア諸国人民の革命的決起に対する全面的な敵対のために、自衛隊の帝国主義軍隊としての強化を急速に展開している。事実上チームスピリット85と連動したこの間の日米共同訓練は、ことごとく在沖米軍、

自衛隊のいづれかが参加するものとして実施されてきた。在沖自衛隊についてみれば、その参加部隊のほとんどが航空自衛隊であり、その共同訓練の内容がエア・ランド・バトル・ドクトリン（空地戦闘教導）というチームスピリット85の「作戦構想」と一体のものであった。

まさに、今日の沖縄—琉球弧こそは、日米安保体制強化の最大の環を成しているのである。

(2)

このような沖縄の位置は、しかしながら、単に地理的条件によるものではない。それは、沖縄—琉球弧が歴史的に差別され分断されたという背景なしにはありえないのである。すなわち、「基地の島」という現実こそ、一六〇九年の島津による侵略を先駆けとし、一八七九年「琉球処分」、一九四五年、沖縄人民の三分の一、二〇万人を犠牲にした沖縄戦の強要、一九四七年の分離占領、一九五二年四月二八日の米帝への売り渡し、一九七二年五月一五日「返還」、を一貫してきた民族的な差別の帰結に他ならない。そして、アジアから見たとき、日本は沖縄の陰に隠れているとされる現実は、「本土」（人民）と沖縄—琉球弧（人民）の関係をよく示しているのである。

だが、社・共、革マル派等は、この問題にまったく無自覚である。

社共は、北方四島を「日本固有の領土」と主張していることが典型的に示すように、完全に、帝国主義的民族主義・併合主義に迎合している。そして沖縄では、運動の一切を「革新県政」確立に集約せんとしているのである。しかしながら、この「革新県政」こそ、沖縄人民のエネルギーを緩衝する役割をはたし、いわゆる「本土一体化」の水路を開いてきたのではないか。

安保条約廃棄、基地撤去のための闘いは、「本土」—琉球弧のプロレタリアートに共通する重要な課題であり、又、民族解放闘争との連帶という意味においてもその重要性は計り知れない。だが、そうであっても、この課題は、沖縄—琉球弧労働者人民の解放という点から見れば、あくまでもその条件の一つにすぎず、このことは、比重の違いがあつたとしても、「本土」プロレタリアートにもあてはまることがある。従って、この課題における「本土」—琉球弧労働者人民の統一は、部分的なものでしかないのである。

すべての民族の緊密な接近ということは、共産主義の原則である。そして、先に見たような現実からして、そのためには、「本土」の労働者に向けた宣伝と煽動、教育の重点と、沖縄—琉球弧の労働者に向けた宣伝と煽動、教育の重点とは、明確に区別しなければならないのである。

「本土」の労働者に向けた宣伝と煽動、教育の重点は、大大和民族主義ともいべき帝国主義的併合主義との闘争があり、琉球弧人民との接近をかちとるために、琉球弧人民の団結と分離の自由を承認しなければならない。

他方、中核派は、沖縄問題を「帝国主義国内部における独特的民族問題」と規定し、「まず同一民族と指定することが問題を抱える鍵である」（『共産主義者』五九号）とする。立場から、「沖縄奪還」を唱えている。彼らは、さまざま形で沖縄問題の特殊性を強調

マルクス・レーニン主義通信

ければならない。

「返還」後十余年を経た今日、日本政府は第一に、沖縄人民の土地強奪（三月二〇日の「米軍用地収用特別措置法」を見よ！）の上に基地政策を貫き、第二に「本土」資本の進出による破壊を「振興開発計画」の名のもとに推進し、対「本土」従属型経済とも言うべきいびつな経済（支配）を固定化しており、それらの必然的な結果として琉球弧住民の流民化（安価な労働力としての「本土」流出）

破防法有罪判決を弾劾する

六九年四・二八沖縄闘争でわが共産主義者同盟と中核派にかけられた破防法の裁判において、有罪判決を下した。久保井拓三氏（当時、反帝全学連副委員長）に懲役二年

一執行猶予四年）、藤原慶久氏（当時、中核派東京地区反戦世話人）に懲役二年六月、青木忠氏（当時、中核派全学連書記長）に懲役三年一いずれも執行猶予五年）といふ判決は、商業新聞の社説においても、「慎重さが必要な破防法の適用」（『朝日』）

「説得力に欠ける破防法判決」（『毎日』）などと述べざるをえないような極めて反動的なものである。わが同盟は、この反動判決を怒りをもって弾劾する。

中山判決は、破防法「煽動」罪の全面的発動ならびに団体適用に道を開かんとする日本帝国主義ブルジョアジーの狙いを完全に体现したものである。

そもそも破防法は、広汎な反対運動の展開の中で強行された、ブルジョア憲法にすら反する反動的法律である。そして、今回の中山判決における集会演説に対する初の「煽動」罪認定は、政治的表現の自由に対する真向からの挑戦に他ならない。

しかも中山裁判長は、一四年八カ月にわたる裁判の中で、検察側証人は五六人を採用しながら弁護側証人については八一人の申請に対して一八名しか採用せず、被告人質問も途中で打ち切り、抜き打ち的に論告求刑を行わせ、反動判決を強行した。その「煽動罪合憲」論たるや、まったくのペテン的なものでしかない。

判決は、「このような破壊活動と無関係の共産主義活動及び共産主義組織を規制するものではない」と述べているが、これは、あからさまな転向強要であり、五〇年代の破防法攻撃に屈服した日本共産党のように、合法的「共産主義」＝社会愛国主義を育成せんとするものであるとともに、破防法の階級的本質を隠蔽せんとするものである〔

が支配的なものとなっている。

そして、これらをめぐる攻防は、八七年をひとつの頂点として煮つまりつがあるのである。

それは第一に、「米軍用特措法」の期限切れということである。半永久的な強制使用を遂行せんとしている政府・防衛施設庁と反戦地主との攻防は、県収用委の審議の場へと移されることになるのである。

第二は、沖縄固体への天皇参加と自衛隊の

それに連帶した闘いを準備せよ！

安保条約廃棄・基地撤去の闘いの前進をかちとれ！ 琉球弧人民への抑圧を許すな！ 新石垣空港建設策動を粉碎せよ！

△8頁からつづく△

部のブルジョア・マスコミから「柔軟姿勢」と評価されるこの特徴は、米帝と中国・西欧との分断によって米帝を弱めることをねらったものであり、書記長就任直後から始まった米帝との軍縮交渉とともに再分割戦の激化に規定されたものに他ならない。

第三の課題としてあげられている米帝との軍縮交渉は、どちらの側からみても帝国主義的なものであり、お互いの軍拡を背景として行われるものである。米帝は核兵器の制限につながるというペテン的な主張をかけてSDIの推進をすすめ、さらにはMX（次期戦略核ミサイル）の凍結解除を行っている。一方ソ連もSS24、SS25の配備をすすめようとしている。ゴルバチョフは就任演説で、「ソ連との同盟諸国の安全、ソビエト国民の平和な生活を侵害すれば、壊滅的な報復打撃を受ける」と叫んでいた。これらをみれば、この軍縮交渉がよりいつそうの軍拡へと結果することは火を見るより明らかであろう。

以上から言えることは、ゴルバチョフ政権もまた、どのような政策をとろうとも国家資本主義の腐朽を深め、社会帝国主義的霸權を強め、国内・外の階級対立を激化させるであろうということである。労働者階級は、ソ連国家資本主義の打倒を一環とするプロレタリア世界革命を準備しなければならない。それは、国家資本主義を「社会主義」と言いくるめ、平和主義のスローガンで（社会）帝国主義を美化するスターリン主義の潮流との闘争のなかで可能となるであろう。

破防法裁判は、これからが正念場を迎えることになる。今回の有罪判決の容認は、文字通り、治安維持法の時代の再来をもたらさざるをえない。すべての労働者人民は、このことを肝に銘じる必要がある。「戦後政治の総決算」といわれる全面的政治反動化は急激に進行しているのであり、今回の有罪判決はその一環なのだ。△百の破防法には百一の破壊を」ということを可能とする非合法革命党の強固な基盤を打ち固めなければならない。

破防法有罪判決を粉碎せよ！

参加である。西銘県知事は、「天皇陛下をお迎えたい」と語り、又、自衛隊への協力を要請している。だが、皇太子の沖縄訪問ですでに、天皇訪沖がどのような本質をもつているかは明らかであるし、二月一六一七日の沖縄駅伝への自衛隊参加に対する阻止闘争にも示されたように沖縄人民の反自衛隊意識は強固である。八七年の沖縄人民の闘いの高揚は必至であるといえよう。

「本土」労働者は、これらの闘いを支持し、それに連帶した闘いを準備せよ！

安保条約廃棄・基地撤去の闘いの前進をかちとれ！ 琉球弧人民への抑圧を許すな！ 新石垣空港建設策動を粉碎せよ！

